

令和3年度

宇佐市農業委員会
第9回(12月)定例総会議事録

宇佐市農業委員会

宇佐市農業委員会第9回定例総会会議録

令和4年1月5日（水）午前10時より宇佐市役所本庁2階25・26会議室において会長が第9回（12月）定例総会を招集した。

本日の出席委員は次の通りであった。

議長 菅原 維範 会長

1番 赤坂 州男 委員	2番 安倍 隆司 委員	3番 西 時行 委員
4番 久保 公志郎 委員	5番 永松 徳章 委員	6番 安部 仲雄 委員
7番 萩原 久邦 委員	8番 久保田 昭廣 委員	9番 安部 正博 委員
10番 川谷 正一 委員	11番 佐藤 俊徳 委員	12番 河野 一雄 委員
13番 永岡 卓己 委員	15番 塚崎 正和 委員	17番 池田 雅彦 委員
18番 安藤 宝太 委員		

欠席委員

14番 丹生 猛 委員 19番 阿部 善浩 委員

事務局

石川局長、樋田農政係総括、遠嶋農地係総括、農政係麻生主幹

議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案 第56号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案 第57号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案 第58号 非農地証明願について
議案 第59号 農用地利用集積計画(案)の決定について
議案 第60号 農用地利用配分計画(案)に対する意見について

報告 第31号 農地法第3条の3の規定による届出について
報告 第32号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の
解約通知について

報告 第33号 2 a 未満の農業用施設用地への転用の届出について

局長 定刻となりましたので、ただ今から令和3年度第9回12月の定例総会を開会いたします。

ただ今の出席委員は19名中17名で、宇佐市農業委員会会議規則第10条の定足数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、会議規則第8条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は、菅原会長にお願いいたします。

議長 (あいさつ)

それでは、これより議事に入ります。

まず日程第1の議事録署名委員の指名を行います。

宇佐市農業委員会会議規則第41条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。

【異議なしの声あり】

議長 それでは、議事録署名委員は、2番 安倍 隆司 委員、3番 西 時行 委員にお願いいたします。

なお、本日の会議書記には事務局職員の麻生主幹を指名いたします。

以上で、日程第1を終わります。

それでは、日程第2の議案第56号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題に供します。

なお、本議案は6番 安部 仲雄 委員にかかわる案件がございます。よって宇佐市農業委員会会議規則第26条の規定により議事参与が制限されますので、6番 安部 仲雄 委員 は退席をお願いいたします。

(6番 安部仲雄 委員退席)

議長 それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 議案書1ページの 地区別各条申請総括表をお開きください。議案第56号3条許可申請は28件で、地区毎の内訳は、長洲地区 所有権移転2件、11筆、10,596㎡、宇佐地区 所有権移転4件、43筆、25,035㎡、駅川地区 所有権移転4件、14筆、14,877㎡、四日市地区 所有権移転12件、27筆、24,643㎡、安心院地区 所有権移転5件、8筆、13,819㎡、院内地区 所有

権移転1件、9筆、6,140㎡となっています。

2ページをお開きください。

議案第56号「農地法第3条の規定による許可申請について」
農地法第3条第1項及び同法施行令第3条第1項の規定により、
別紙のとおり申請があったので審議を求める。

令和4年1月5日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範

3ページをお開きください。

長洲地区です。

長洲地区 番号1 【議案書番号長洲1朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が高齢で労力不足のため、譲渡人の要望により譲受人が
農地を取得するものです。

長洲地区 番号2 【議案書番号長洲2朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が高齢で労力不足のため、規模拡大を図る譲受人が農地
を取得するものです。

5ページをお開きください。

宇佐地区です。

宇佐地区 番号1 【議案書番号宇佐1朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が労力不足のため、規模拡大を図る譲受人が農地を取得
するものです。

宇佐地区 番号2 【議案書番号宇佐2朗読】

贈与による所有権移転です。

親から子へ農地を贈与するものです。

7ページをお開きください。

宇佐地区 番号3 【議案書番号宇佐3朗読】

贈与による所有権移転です。

祖父から孫へ農地を贈与するものです。

8ページをお開きください。

宇佐地区 番号4 【議案書番号宇佐4朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が遠方在住で管理困難なため、規模拡大を図る譲受人が
農地を取得するものです。

9ページをご覧ください。

駅川地区です。

駅川地区 番号1 【議案書番号駅川1朗読】

贈与による所有権移転です。

譲渡人が遠方在住で管理困難なため、譲渡人の要望により譲受
人が農地を取得するものです。

駅川地区 番号2 【議案書番号駅川2朗読】

贈与による所有権移転です。

譲渡人が遠方在住で管理困難なため、譲渡人の要望により譲受人が農地を取得するものです。

駅川地区 番号3【議案書番号駅川3朗読】

贈与による所有権移転です。

親から子へ農地を贈与するものです。

駅川地区 番号4【議案書番号駅川4朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が遠方在住で管理困難なため、譲渡人の要望により譲受人が農地を取得するものです。

11ページをご覧ください。

四日市地区です。

四日市地区 番号1【議案書番号四日市1朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が遠方在住で管理困難なため、譲渡人の要望により譲受人が農地を取得するものです。

四日市地区 番号2【議案書番号四日市2朗読】

贈与による所有権移転です。

譲渡人が遠方在住で管理困難なため、譲渡人の要望により譲受人が農地を取得するものです。

四日市地区 番号3【議案書番号四日市3朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が労力不足のため、譲渡人の要望により譲受人が農地を取得するものです。

四日市地区 番号4【議案書番号四日市4朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が遠方在住で管理困難なため、規模拡大を図る譲受人が農地を取得するものです。

四日市地区 番号5【議案書番号四日市5朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が遠方在住で管理困難なため、譲渡人の要望により譲受人が農地を取得するものです。

12ページをお開きください。

四日市地区 番号6【議案書番号四日市6朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が遠方在住で管理困難なため、譲渡人の要望により譲受人が農地を取得するものです。

四日市地区 番号7【議案書番号四日市7朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が労力不足のため、規模拡大を図る譲受人が農地を取得するものです。

四日市地区 番号8【議案書番号四日市8朗読】

売買による所有権移転です。

譲受人の要望により、規模拡大を図る譲受人が農地を取得する
ものです。

四日市地区 番号9【議案書番号四日市9朗読】

売買による所有権移転です。

譲受人の要望により、規模拡大を図る譲受人が農地を取得する
ものです。

四日市地区 番号10【議案書番号四日市10朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が高齢で労力不足のため、規模拡大を図る譲受人が農地
を取得するものです。

四日市地区 番号11【議案書番号四日市11朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が労力不足のため、譲渡人の要望により、譲受人が農地
を取得するものです。

14ページをお開きください。

四日市地区 番号12【議案書番号四日市12朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が労力不足のため、規模拡大を図る譲受人が農地を取得
するものです。

15ページをご覧ください。

安心院地区です。

安心院地区 番号1【議案書番号安心院1朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が労力不足のため、譲渡人の要望により譲受人が農地を
取得するものです。

安心院地区 番号2【議案書番号安心院2朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が遠方在住で管理困難なため、規模拡大を図る譲受人が
農地を取得するものです。

安心院地区 番号3【議案書番号安心院3朗読】

贈与による所有権移転です。

親から子へ農地を贈与するものです。

安心院地区 番号4【議案書番号安心院4朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が遠方在住で管理困難なため、譲渡人の要望により、譲
受人が農地を取得するものです。

安心院地区 番号5【議案書番号安心院5朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が高齢で労力不足のため、規模拡大を図る譲受人が農地
を取得するものです。

17ページをお開きください。

院内地区です。

院内地区 番号1 【議案書番号院内1朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が遠方在住で管理困難なため、営農を開始する譲受人が農地を取得するものです。

以上、全件とも担当農地利用最適化推進委員の調査報告書に基づき、農地法第3条第2項各号には該当しないと思われるため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長 長 ただ今の説明に関して、地区審議会から、審議の結果並びに補足説明をお願いします。
長洲・宇佐地区をお願いします。

久保田地区審会長 はい、議長。8番 久保田です。長洲・宇佐地区審議会の結果についてご報告します。

長洲・宇佐地区審議会を令和3年12月24日午前9時30分より、本庁2階25会議室において、農業委員5名中5名、農地利用最適化推進委員6名中5名出席のもと開催いたしました。

議案第56号「農地法第3条の規定による許可申請について」

長洲地区2件、宇佐地区4件について、担当地区農地利用最適化推進委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。いずれも申請内容等に特に問題はなく、許可要件のすべてを満たしているものと判断し、当地区審議会としましては、許可相当と意見決定いたしました。

議長 長 駅川・四日市地区をお願いします。

赤坂地区審会長 はい、議長。1番 赤坂です。駅川・四日市地区審議会の結果についてご報告します。

駅川・四日市地区審議会を令和3年12月27日午前9時より、本庁2階23会議室において、農業委員7名中5名、農地利用最適化推進委員13名中13名出席のもと開催いたしました。

議案第56号「農地法第3条の規定による許可申請について」

駅川地区4件、四日市地区12件について、担当地区農地利用最適化推進委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。いずれも申請内容等に特に問題はなく、許可要件のすべてを満たしているものと判断し、当地区審議会としましては、許可相当と意見決定いたしました。

議長 長 安心院・院内地区をお願いします。

池田地区審会長 はい、議長。17番 池田です。安心院・院内地区審議会の結果についてご報告します。

安心院・院内地区審議会を令和3年12月23日午前10時より、院内支所多目的ホールにおいて、農業委員7名中6名、農地利用最適化推進委員11名中11名出席のもと開催いたしました。

議案第56号「農地法第3条の規定による許可申請について」安心院地区5件、院内地区1件について、担当地区農地利用最適化推進委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。いずれも申請内容等に特に問題はなく、許可要件のすべてを満たしているものと判断し、当地区審議会としましては、許可相当と意見決定いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。
発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。
議案第56号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第56号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

議事が終了しましたので、6番 安部 仲雄 委員に対する議事参与制限を解除いたします。

(6番 安部仲雄委員 着席)

議長 次に議案第57号「農地法第5条の規定による許可申請について」を、議題に供します。
それでは事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 議案書1ページの総括表をお開きください。
議案第57号 5条許可申請は6件となっています。
地区ごとの内訳は、長洲地区 所有権移転1件、1筆、405㎡、
駅川地区、所有権移転2件、3筆、2,434㎡、四日市地区、
所有権移転3件、8筆、3,388㎡となっています。
18ページをお開きください。

議案第57号「農地法第5条の規定による許可申請について」
農地法第5条第1項及び同法施行令第15条第1項の規定によ
り、別紙のとおり申請があったので審議を求める。

令和4年1月5日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範
19ページをお開きください。

長洲地区です。

長洲地区 番号1【議案書番号長洲1朗読】

売買による所有権移転です。

一般住宅としての転用で、自己住宅を建築する計画です。

立地基準としては、都市計画法で定める第一種住居地域に用途
地域指定された土地であり、第3種農地に該当します。第3種農
地は、許可をすることができることとなっております。

20ページをお開きください。

駅川地区です。

駅川地区 番号1【議案書番号駅川1朗読】

売買による所有権移転です。

集合住宅としての転用で、賃貸住宅2棟12戸を建築する計画
です。

立地基準としては、水道管と下水道管が埋設された道路の沿道
の区域であって、容易にこれらの施設の便益を享受することがで
き、かつ、申請地からおおむね500m以内に2つの教育施設、医
療施設があることから第3種農地に該当すると考えます。第3種
農地の転用は、許可をすることができることとなっております。

駅川地区 番号2【議案書番号駅川2朗読】

売買による所有権移転です。

立地基準としては、道路等によって区画された地域の面積に占
める宅地の面積の割合が40%を超えることから第3種農地に該当
すると考えます。第3種農地の転用は、許可をすることができる
こととなっております。

21ページをご覧ください。

四日市地区です。

四日市地区 番号1【議案書番号四日市1朗読】

売買による所有権移転です。

建売住宅としての転用で、建売住宅6棟を建築する計画です。

立地基準としては、道路等によって区画された地域の面積に占
める宅地の面積の割合が40%を超えることから第3種農地に該当
すると考えます。第3種農地の転用は、許可をすることができる
こととなっております。

四日市地区 番号2【議案書番号四日市2朗読】

売買による所有権移転です。

進入路としての転用で、農地と宅地への進入路を整備する計画
です。

立地基準としては、道路等によって区画された地域の面積に占める宅地の面積の割合が40%を超えることから第3種農地に該当すると考えます。第3種農地の転用は、許可をすることができることとなっております。

四日市地区 番号3【議案書番号四日市3朗読】

売買による所有権移転です。

一般住宅としての転用で、自己住宅を建築する計画です。

立地基準としては、道路等によって区画された地域の面積に占める宅地の面積の割合が40%を超えることから第3種農地に該当すると考えます。第3種農地の転用は、許可をすることができることとなっております。

以上、担当農業委員の調査報告書に基づき、農地転用許可基準運用通知に照らし、立地基準及び一般基準ともに許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関して、地区審議会から、審議の結果並びに補足説明をお願いします。
長洲・宇佐地区をお願いします。

久保田地区審会長 はい、議長。8番 久保田です。長洲・宇佐地区審議会の結果についてご報告します。

議案第57号「農地法第5条の規定による許可申請について」

長洲地区1件について、担当地区農業委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

申請内容等に特に問題はなく、立地基準としては、事務局から説明があったとおりです。

また、一般基準につきましても、許可要件のすべてを満たしていることを確認できましたので、当地区審議会としましては、許可相当と意見決定いたしました。

議長 駅川・四日市地区をお願いします。

池田地区審会長 はい、議長。1番 赤坂です。駅川・四日市地区審議会の結果についてご報告します。

議案第57号「農地法第5条の規定による許可申請について」

駅川地区2件、四日市地区3件について、それぞれ担当地区農業委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

申請内容等に特に問題はなく、立地基準としては、事務局から説明があったとおりです。

また、一般基準につきましても、許可要件のすべてを満たしていることを確認できましたので、当地区審議会としましては、許可相当と意見決定いたしました。

- 議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。
発言のある方は挙手願います。
- (質問、意見なし)
- 議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。
議案第57号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
- (全員挙手)
- 議 長 全員賛成ですので、議案第57号は原案のとおり許可することに決定いたしました。
次に議案第58号「非農地証明願について」を、議題に供します。事務局より説明をお願いします。
- 事 務 局 議案書1ページの総括表をお開きください。
議案第58号非農地証明願は、13件で、地区ごとの内訳は、長洲地区3件、4筆、1,130㎡、宇佐地区2件、2筆、556㎡、駅川地区3件、6筆、2,393㎡、四日市地区2件、2筆、510㎡、安心院地区1件、1筆、75㎡、院内地区2件、4筆、600㎡となっています。
- 23ページをお開きください。
議案第58号「非農地証明願について」
農地法第2条第1項の対象とならない土地について、非農地証明の願出があったので審議を求める。
令和4年1月5日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範
24ページをお開きください。
長洲地区です。
長洲地区 番号1【議案書番号長洲1朗読】
平成4年11月頃から宅地の一部として利用しているため非農地証明願を行うものです。
長洲地区 番号2【議案書番号長洲2朗読】
平成13年頃から駐車場として利用しているため非農地証明願を行うものです。
長洲地区 番号3【議案書番号長洲3朗読】
平成13年頃から宅地の一部として利用しているため非農地証明願を行うものです。
25ページをお開きください。
宇佐地区です。
宇佐地区 番号1【議案書番号宇佐1朗読】
昭和53年3月4日付で農地法第5条許可済みのため非農地証

明願を行うものです。

宇佐地区 番号2 【議案書番号宇佐2朗読】

昭和50年頃から山林化しているもので、農地への復旧が困難であるため非農地証明願を行うものです。

26ページをご覧ください。

駅川地区です。

駅川地区 番号1 【議案書番号駅川1朗読】

平成元年頃から山林化しているもので、農地への復旧が困難であるため非農地証明願を行うものです。

駅川地区 番号2 【議案書番号駅川2朗読】

昭和59年頃から宅地の一部として利用しているため非農地証明願を行うものです。

駅川地区 番号3 【議案書番号駅川3朗読】

昭和46年頃から宅地として利用しているため非農地証明願を行うものです。

27ページをお開きください。

四日市地区です。

四日市地区 番号1 【議案書番号四日市1朗読】

平成5年頃から宅地の一部として利用しているため非農地証明願を行うものです。

四日市地区 番号2 【議案書番号四日市2朗読】

昭和50年6月4日付で農地法第5条許可済みのため非農地証明願を行うものです。

28ページをご覧ください。

安心院地区です。

安心院地区 番号1 【議案書番号安心院1朗読】

平成8年頃から山林化しているもので、農地への復旧が困難であるため非農地証明願を行うものです。

29ページをお開きください。

院内地区です。

院内地区 番号1 【議案書番号院内1朗読】

昭和40年4月頃から宅地の一部として利用しているため非農地証明願を行うものです。

院内地区 番号2 【議案書番号院内2朗読】

昭和62年頃から山林化しているもので、農地への復旧が困難であるため非農地証明願を行うものです。

以上、担当農地利用最適化推進委員の調査報告書に基づき、非農地化していること、農地法第51条の規定による処分の対象となっていないことが確認できましたので非農地証明の発行基準に該当しているものと考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長 ただ今の説明に関して、地区審議会から、審議の結果並びに補

足説明をお願いします。

長洲・宇佐地区をお願いします。

久保田地区審会長

はい議長。8番 久保田です。長洲・宇佐地区審議会の結果についてご報告します。

議案第58号「非農地証明願について」

長洲地区3件、宇佐地区2件について、担当地区農地利用最適化推進委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

申請内容等に特に問題はなく、非農地化の状況については、事務局から説明があったとおりです。

非農地証明の発行基準に該当していますので、当地区審議会としましては、証明書を発行しても差し支えないものと意見決定いたしました。

議 長

駅川・四日市地区をお願いします。

赤坂地区審会長

はい、議長。1番 赤坂です。駅川・四日市地区審議会の結果についてご報告します。

議案第58号「非農地証明願について」

駅川地区3件、四日市地区2件について、それぞれ担当地区農地利用最適化推進委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

申請内容等に特に問題はなく、非農地化の状況については、事務局から説明があったとおりです。

非農地証明の発行基準に該当していますので、当地区審議会としましては、証明書を発行しても差し支えないものと意見決定いたしました。

議 長

安心院・院内地区をお願いします。

池田地区審会長

はい、議長。17番 池田です。安心院・院内地区審議会の結果についてご報告します。

議案第58号「非農地証明願について」

安心院地区1件、院内地区2件について、担当地区農地利用最適化推進委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

申請内容等に特に問題はなく、非農地化の状況については、事務局から説明があったとおりです。

非農地証明の発行基準に該当していますので、当地区審議会としましては、証明書を発行しても差し支えないものと意見決定いたしました。

議 長

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。

発言のある方は挙手願います。

安部仲雄委員 はい、議長。6番 安部です。非農地申請が、毎回ありますが10年以上も前からこれらの土地は、こんな状態ですよ。転用の許可等は出されていないのです。申請がなければ分からないし、申請があった時点でこのような対応をするしかないことは、理解できますが、実際には、まだ申請が、あがってこない土地が、大変な面積があると思います。それをこのままにしているのかと感じます、少しずつでも農業委員会として改善の取り組みを進めていかなければならないと思います。

事務局 改善したいという気持ちは、ありますが、既に何十年も前に農地でなくなったり、家が建ったりしている場所を農地パトロール等で、発見できたりすれば指導していくという方法をとりたいですが、なかなかそれも難しいところもあります。あとは、地籍調査で、調査した際にそこで分かれば改善していきます。しかしこれも時間がかかることなので、もし、ご近所等にそのようなことが、有りましたら委員さん達も指導をして頂ければと思いますし、農業委員会としても指導していきたいです。

安部仲雄委員 農業委員が、全部の農地の現況届等を出すと農地が確認でき、ある程度見通しが立つのではないですか。全体を見通してそういう作業もいつかは進めていかなければ、何十年前から非農地化している状況を整理していかなければならないのではないかと。

事務局 税務課のほうから毎年固定資産の一覧が、届きますが、受け取った方もそこが畑になっていても実は、宅地だったという状況でも気づかない方もいらしてですね。

河野一雄委員 本人が、登記簿とってみないと分からないからね。
周りから見ていると宅地だけど登記簿取ったら農地だったということも有りますからね。

議長 これは、仕方ないとして農地が荒れることが、問題だと思う。農地が、荒れる時点での確認が、今農業委員として一番大事なあとだと思います。

安部仲雄委員 会長が、いつも言われている農地の把握がどこまで出来ているのかなあとということだと思います。

議長 今、正式にきちんと調べていけば相当の荒廃地がある気がします。そこら辺をどういう風にするが、問題です。どこかで切を付

けていかないと大変なことが起こるのではないかと思います。

では、この辺で、よろしいですか。

それでは採決いたします。

議案第58号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第58号は原案のとおり証明書を発行することに決定いたしました。

次に、議案第59号「宇佐市農用地利用集積計画(案)の決定について」を、議題に供します。

それでは事務局より説明をお願いします。

事務局 30ページをお開きください。

議案第59号「宇佐市農用地利用集積計画(案)の決定について」農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市長より別紙のとおり農用地利用集積計画(案)の決定について依頼があったので審議を求める。

令和4年1月5日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範

31ページをお開きください。合計を読み上げます。

【集積計画は集計表 朗読】

内容につきましては、32ページ以降のようになっております。

続きまして、39ページをお開きください。農地中間管理事業による利用権設定です。

【集積計画は集計表 朗読】

詳細につきましては、40ページ以降のようになっております。

続きまして、53ページをお開きください。農地売買等支援事業による所有権移転です。

【所有権移転朗読 詳細な説明】

以上、計画の内容は、市の基本構想に適合するものであり、それぞれ利用権の設定を受ける者が、農用地のすべてを効率的に利用して耕作すること、農作業に常時従事すること等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議長 ありがとうございました。

ただ今の説明に関して、各地区審議会から、地区審議の結果並びに補足説明をお願いします。

長洲・宇佐地区をお願いします。

久保田地区審会長

はい、議長。8番 久保田です。長洲・宇佐地区審議会の結果についてご報告します。

議案第59号「宇佐市農用地利用集積計画(案)の決定について」

農用地利用集積計画の内容について、審議いたしました。計画の内容は、市の基本構想に適合するものであることなどが確認できました。農地中間管理事業につきましては原案どおり承認することに異議はありませんでした。また、農地売買支援事業での所有権移転の売買価格についても、周辺地域での取引事例から適正価格であると考えます。

よって、本地区審議会としましては、農業経営基盤強化促進法の規定に適合するものと意見決定しました。

議長

駅川・四日市地区お願いします。

赤坂地区審会長

はい、議長。1番 赤坂です。駅川・四日市地区審議会の結果についてご報告します。

議案第59号「宇佐市農用地利用集積計画(案)の決定について」

農用地利用集積計画の内容について、審議いたしました。計画の内容は、市の基本構想に適合するものであることなどが確認できました。農地中間管理事業につきましては原案どおり承認することに異議はありませんでした。また、農地売買支援事業での所有権移転の売買価格についても、周辺地域での取引事例から適正価格であると考えます。

よって、本地区審議会としましては、農業経営基盤強化促進法の規定に適合するものと意見決定しました。

議長

安心院・院内地区お願いします。

池田地区審会長

はい、議長。17番 池田です。安心院・院内地区審議会の結果についてご報告します。

議案第59号「宇佐市農用地利用集積計画(案)の決定について」

農用地利用集積計画の内容について、審議いたしました。計画の内容は、市の基本構想に適合するものであることなどが確認できました。農地中間管理事業につきましては原案どおり承認することに異議はありませんでした。また、農地売買支援事業での所有権移転の売買価格についても、周辺地域での取引事例から適正価格であると考えます。

よって、本地区審議会としましては、農業経営基盤強化促進法の規定に適合するものと意見決定しました。

議 長 ありがとうございました。これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。
議案第59号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第59号は原案のとおり決定し、市長にその旨を通知いたします。

次に、議案第60号「宇佐市農用地利用配分計画(案)に対する意見について」を、議題に供します。事務局より説明をお願いします。

事務局 58ページをお開きください。

議案第60号「宇佐市農用地利用配分計画(案)に対する意見について」

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定に基づく同法第19条第3項の規定により、農用地利用配分計画(案)について市長より意見調書の依頼があったので審議を求める。

令和4年1月5日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範
59ページをお開きください。合計を読み上げます。

【配分計画は集計表 朗読】

詳細につきましては、60ページ以降のようになっております。農用地利用集積計画(案)で農地の貸し手が大分県農地中間管理機構に農地を貸付け、その農地をこの農用地利用配分計画(案)にて農地中間管理機構が借り手へ貸付けるといった内容です。これは、農地中間管理事業の推進に関する法律によりまして、農業委員会の意見を聴くものとなっていることによるものです。以上で議案の説明を終わります。

議 長 ありがとうございます。

ただ今の説明に関して、地区審議会から、地区審議の結果並びに補足説明をお願いします。

長洲・宇佐地区をお願いします。

久保田地区審会長 はい、議長。8番 久保田です。長洲・宇佐地区審議会の結果についてご報告します。

議案第60号「宇佐市農用地利用配分計画(案)に対する意見について」

市長より依頼があり、長洲地区、宇佐地区の農用地利用配分計画(案)の内容について審議いたしました。本地区審議会としましては、異議がないものと意見決定いたしました。”

議長 長 駅川・四日市地区お願いします。

赤坂地区審会長 はい、議長。1番 赤坂です。駅川・四日市地区審議会の結果についてご報告します。

議案第60号「宇佐市農用地利用配分計画(案)に対する意見について」

市長より依頼があり、駅川地区、四日市地区の農用地利用配分計画(案)の内容について審議いたしました。本地区審議会としましては、異議がないものと意見決定いたしました。

議長 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長 長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第60号について、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 長 全員賛成ですので、議案第号は原案のとおり承認しました。以上で審議案件は終了いたしましたので、報告事項に入ります。

報告第31号から第33号までを一括して事務局より説明願います。

事務局 それでは、一括してご報告させていただきます。

71ページをお開き下さい。

報告第31号「農地法第3条の3の規定による届出について」農地法第3条の3第1項及び同法施行規則第21条の規定による届出については受理したので、ここに報告する。

令和4年1月5日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範
内訳は72ページからの17件がございました。

地区別の内訳は、宇佐地区2件、2筆、772㎡、駅川地区1件、1筆、1,989㎡、四日市地区2件、2筆、1,681㎡、安心院地

区8件、73筆、44,104.54㎡、院内地区4件、10筆、9,209㎡となっております。

内容につきましては記載のとおりでございます。登記等も確認できましたので、事務局で確認し、全件とも受理いたしました。

84ページをお開き下さい。

報告第32号「農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の解約通知について」

農地法第18条第6項及び同法施行規則第68条の規定による通知があったので、ここに報告する。

令和4年1月5日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範
内訳は85ページからの33件がございました。

地区毎の内訳は、長洲地区5件、19筆、18,979㎡、宇佐地区3件、18筆、13,479㎡、駅川地区2件、2筆、6,598㎡、四日市地区13件、22筆、29,144㎡、安心院地区10件、20筆、31,510㎡となっております。

内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局で確認し、書類を受理いたしました。

98ページをお開きください。

報告第33号「2a未満の農業用施設用地への転用の届出について」

農地法施行規則第29条第1号（農業用施設用地）として転用の届出があったので、ここに報告する。

令和4年1月5日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範
内訳は99ページからの1件がございました。地区毎の内訳は、駅川地区1件、1筆、42㎡となっております。

内容につきましては記載のとおりでございます。農地法施行規則第29条の規定により農地の転用の制限の例外となっており、許可を要しない案件でありますので、申請内容等確認し、事務局で受理通知を交付いたしました。

以上で報告の説明を終わります。

議 長 　ただ今の報告第31号から第33号について、質問、意見等ございましたらお願いいたします。発言のある方は挙手をお願いします。

（発言なし）

議 長 　質問、意見等もないようですので、以上をもちまして本日の議案の審議並びに報告事項は、すべて終了いたしました。

その他の件について、委員から発言があれば挙手をお願いいたします。

(発言なし)

議長 よろしいですか。
それでは、事務局から連絡事項等があればお願いします。

事務局 来月1月の令和3年度第10回定例総会は、2月7日月曜日、午前10時から本庁2階25・26会議室で行う予定にしておりますので、よろしくをお願いします。
なお、欠席をされる場合は、地区審議会も含め、早めのご連絡をくださるようお願いいたします。

それでは、以上をもちまして、宇佐市農業委員会第9回定例総会を閉会いたします。

午前11時3分閉会

以上会議の次第を記録し事実と相違ないことを証するため、記名捺印する。

令和4年1月5日

議長 菅原 維範 (印)

署名委員 安倍 隆司 (印)

署名委員 西 時行 (印)

議長と署名委員の自筆署名及び押印については、個人情報のため上記のように活字等の表現にしています。

なお、自筆署名及び押印した原本については、事務局で保管しています。